

電気事業

中期経営計画

【平成22年度～平成31年度】

平成22年3月

(平成28年3月改訂)

愛媛県公営企業管理局

目 次

第1章 計画策定趣旨	1
1 計画策定の意義	1
2 計画の位置付け	1
3 計画策定の期間	1
第2章 事業の現状・課題	2
1 社会的背景	2
2 事業の現状	4
3 事業の課題	6
第3章 事業の必要性の検証	7
1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性	7
2 公営企業として継続実施する必要性	7
第4章 経営の基本理念及び基本目標	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 数値目標	8
4 基本目標以外の重点項目	9
第5章 計画推進に向けた具体的な取り組み	10
1 クリーンエネルギーの安定供給	10
2 効率的な経営と地域貢献への取り組み	11
3 危機に強い運営体制の整備	12
4 環境に配慮した事業の実施	13
第6章 中期経営見通し	14
1 収支計画	14
2 企業債残高の見通し	15
第7章 計画達成状況の評価・公表方法	16
1 計画の推進	16
2 計画の評価及び公表	16

第1章 計画策定趣旨

1 計画策定の意義

本県の公営企業は、これまで平成17年度を初年度とする5年間の「中期経営計画」を策定し、本県の公営企業がさらなる企業性・公共性を発揮できるよう、目標と取組内容を明確にし、効率的な事業運営に取り組んできた。

しかしながら、景気の低迷が続く中、地方公共団体の財政事情は厳しさを増し、環境問題への取り組みの強化も求められるなど、政権交代による大きな政策転換も相まって地方公営企業を取り巻く経営環境も大きく変容している。

このような中、本県公営企業についても、一層の経営効率化はもとより、事業運営の安定化、環境問題への対応も必要となってきた。

こうしたことから、今後、耐震化への対応などを着実に進めていくなかで、経営目標と取組状況を把握しながら経営を行うため、引き続き、中長期的視点に立って「経営計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

平成17年3月29日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」では、各地方公共団体が行政改革を進めるために集中的に取り組む具体的な事項を住民にわかりやすく明示した計画である「集中改革プラン」の策定が求められるとともに、平成21年7月8日付け総務省公営企業課長外通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」でも同様の趣旨が助言されている。

当局では、本県が平成18年3月に策定した「愛媛県構造改革プラン」の中で、当局における今後の中期的な経営改革の目標及び目標達成に向けたスケジュールを策定し、この「愛媛県構造改革プラン」を「集中改革プラン」として位置付けている。

本編は、「愛媛県構造改革プラン」に掲載した電気事業における改革目標を実現するための具体的な方策を記した実施計画となるとともに、平成26年8月29日付け総務省公営企業課長外通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」における「経営戦略」として取り扱うものである。

3 計画策定の期間

平成22年度から31年度までの10年間とする。

そのうち、平成22年度から26年度までの5年間は前期計画期間とし、27年度から31年度までの5年間は後期計画期間として位置付けており、前期計画期間満了時点で見直しを行ったものである。

第2章 事業の現状・課題

1 社会的背景

(1) 不透明な景気動向

国による経済対策の効果が地方にまで波及しておらず、円安による原材料価格の高止まりや経済のグローバル化による企業間競争の激化により、県内産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

消費増税の延期や軽減税率の導入検討などの影響もあり、個人消費や雇用情勢から徐々に景気が回復している兆候は窺えるが、米国での利上げ局面入りや中国・新興国経済の減速懸念など、外需環境の不透明感から、回復のペースは依然緩やかであり、今後もこのペースが続くものと見込まれている。

(2) 人口減少・高齢社会の本格的到来

我が国の人口は、平成20年をピークに減少局面に入っており、今後、加速度的に減少する見込みである。また、高齢化がますます進展し、平成47年には、3人に1人が65歳以上の老年という、超高齢社会を迎える。人口減少・高齢社会の本格的な到来により、生産年齢人口の減少に伴う労働力の低下と経済活動の停滞、地域での様々なコミュニティ活動を支える人材の不足など、深刻かつ広範な影響が懸念される。

こうした問題に的確に対応するため、国は、平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。これらを勘案しつつ、本県では、平成26年12月に、人口問題総合戦略本部を立ち上げ、平成27年10月には、人口の現状と将来の展望を提示する「愛媛県人口ビジョン」及び、人口ビジョンを踏まえて今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少対策と地域の活性化に取り組んでいる。

(3) 地震防災対策の推進

平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災を経験した我が国は、これらの経験を踏まえた防災対策整備を重点課題として掲げている。

本県については、全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、指定行政機関である県は、同法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定が義務付けられている。

これを受け、本県では愛媛県地域防災計画を策定し、被害拡大防止を図るとともに、迅速な復旧のため、関係機関との連携強化に努めるなど、地震等の災害被害の軽減を図る防災体制の構築を推進している。

(4) 低炭素、環境共生型社会の実現に向けた取り組み意識の向上

地球温暖化問題への取り組みが世界的にも最重要課題の一つと位置付けられる中、二酸化炭素等の排出削減に向けて、企業や地域の取り組みが広がっている。

水力発電は、二酸化炭素の排出量が極めて少ないことやエネルギー変換効率に優れていること、発電機出力の安定性や負荷変動に対する追従性では、太陽光発電や風力発電など数ある再生可能エネルギーの中で特に優れていると言われる。我が国には水資源が豊富に存在すること等から改めて評価されつつあり、従来利用効率が低かった小水量を利用した発電（小水力発電）についても開発が促進されている。地球温暖化対策の一環として、こ

うした再生可能なエネルギーを活用した「エネルギーの地産地消」の取り組みと合わせて省エネ効果の高い機器等の利用が求められている。

(5) 地方公共団体財政健全化法の全面施行

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定により、公営企業ごとの「資金不足比率」並びに公営企業を含む地方公共団体の財政状況を示す「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の算定及び公表が義務付けられた。これらを通じて公営企業の経営状況等が明らかにされるとともに、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業については議会の議決を経て経営健全化計画を定めなければならないこととなった。

各地方公共団体では、こうした状況を踏まえ、公営企業の抜本改革が強く求められており、事業そのものの意義や必要性、民間への事業譲渡や地方独立行政法人、民間委託等の事業手法等について検討する必要がある。また、道州制導入などの行政システムの変革も考慮しながら、引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、経営改革によって公営企業の経営基盤の強化を図っていくことが求められている。

なお、本県の電気事業においては、資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

(6) 電力システム改革の進展

東日本大震災と原子力発電所の事故を契機とした電力危機をきっかけとして、わが国の電力システムのあり方を見直し、抜本的に改革しようという取り組みが始められ、平成25年4月2日に「電力システム改革に関する改革方針」が閣議決定され、「①広域系統運用の拡大」、「②小売及び発電の全面自由化」、「③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保」という3段階からなる改革の全体像が示された。

改革の第1段階は「広域的運営推進機関」を設立し、地域を越えた電気の受給を拡大させるもので、平成27年4月1日に設立されたところであり、電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を行うほか、電力需給のひっ迫時に電力融通を指示するなどの広域的な需給調整等を行っている。

また、第2段階は、電気の小売と発電を全面的に自由化するもので、平成26年6月11日に自由化に必要な措置を定めた改正電気事業法が成立し、平成28年4月1日から実施され、第3段階は、電力会社の送配電部門を法的に分離し、新規参入者も公平に利用できるようにするもので、平成27年6月17日に必要な措置を盛り込んだ改正電気事業法が成立し、平成32年4月1日から施行される。

これらの改革に伴い、本県の電気事業においても、売電方法等について、検討が必要となっている。

2 事業の現状

(1) 事業の実施状況

現在、公営企業管理局の電気事業は9発電所（発電機10基）で発電を行っており、最大出力の合計は67,530kW、年間の発生電力量は2億7,330万kWhとなっている。

▼ 県営発電所の概要

発電所名		所在地	取水ダム	最大出力 (kW)	年間発生電 力量(MWH)	使用水量 (m ³ /s)	発電開始
銅 山 川 発 電 所	第一発電所 1号機	四国中央市 上柏町	柳瀬ダム	10,700	53,200	5.80	昭和28年
	第一発電所 2号機			3,600	15,400	2.00	平成13年
	第二発電所	四国中央市 金砂町		2,600	5,600	5.80	昭和29年
	第三発電所	四国中央市 金田町	新宮ダム	11,700	46,100	8.00	昭和50年
	富郷発電所	四国中央市 富郷町	富郷ダム	2,900	17,100	4.00	平成13年
道 前 道 後 発 電 所	第一発電所	久万高原町 笠方	面河ダム	3,500	13,100	6.90	昭和39年
	第二発電所	東温市 明河		11,000	44,500	6.90	昭和39年
	第三発電所	東温市 河之内		10,600	42,900	6.90	昭和39年
肱川発電所		大洲市 肱川町	鹿野川 ダム	10,400	31,700	28.00	昭和33年
畑寺発電所		松山市 畑寺町	面河ダム (工水従属)	530	3,700	1.29	平成27年
合 計				67,530	273,300		

※ 平成28年3月1日現在

(2) 売電先

本県の発電所（畑寺発電所を除く）の発生電力は、四国電力株式会社と「電力受給に関する基本契約書」（平成21年9月8日付）を締結し、平成22年4月1日から平成37年3月31年までの期間、同社に全量売電することとしている。

しかしながら、平成27年3月に資源エネルギー庁が「卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン」を策定し、地方公共団体に対し、既存の長期基本契約の解消協議を行うことを求めていることから、基本契約の解約に伴うメリット・デメリットや他県の状況などを確認し、一般競争入札の導入も含め、売電先を検討する必要性が生じた。

検討の結果、多額の解約金が想定されたことから、28・29年度の2年間は、引き続き四国電力株式会社との契約を継続することとしたところであり、30年度以降については、改めて検討する。

なお、畑寺発電所の発生電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を適用した上で、原則として一般競争入札により全量売電する。

(3) 経営状況

平成22年度以降は各年度とも黒字を確保し、安定した経営を維持している。

なお、平成25年3月から既存発電設備2基が再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）による売電へ移行したことにより、平成25年度以降は黒字幅が拡大している。

(4) 料金

これまでは、卸供給事業者として、経済産業省が定める「卸供給料金算定規則」に基づき、効率的な経営のもとにおける適正な総括原価と料金収入とが一致する総括原価方式を採用していたが、平成28年4月以降は、電力システム改革により、卸規制が撤廃され、総括原価方式も廃止されることから、料金単価の積算方法を見直す必要がある。

具体的には、人件費、物件費、減価償却費、事業報酬等の適正な費用を積み上げる総括原価方式により算定した上で、市場での取引価格を考慮することにより、適切な料金単価を設定することとした。

なお、平成28年4月1日からの料金単価は、8.43円/kWhであり、契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間となっている。

3 事業の課題

(1) 電気事業を公営企業として行う意義の明確化

平成13年度には34事業者であった公営電気事業者数が、民間への事業譲渡により、平成28年3月1日現在では26事業者まで減少している。民間移行を行う理由は、施設の老朽化の進行等により将来的に採算が見込めないこと、電力自由化の進展により地方公共団体が電気事業を行う意義が薄れたことなどが挙げられている。

こうした状況の中で、電気事業を継続していくためには、地方公共団体が電気事業を行う意義を明確にする必要がある。

(2) 地震防災対策の推進

南海トラフ地震等による被害等の軽減を図り、電気の安定供給を維持するため、地震防災対策を一層推進する必要がある。

また、発電施設の中には、建設後50年以上経過した施設が多くあり、老朽化が懸念される時期となっており、適切な維持補修、延命化対策の実施や老朽化対策を進める必要がある。

(3) 効率的な組織体制の構築と技術力の維持・継承

料金単価の動向や将来的な施設の更新費用等を考慮すれば、効率的な組織体制を構築することにより、経営の効率化を図る必要がある。

一方、電力の安定供給を維持していくためには、職員の退職に伴う技術力の低下を防止していく必要がある。

(4) 再生可能なエネルギーの開発等の促進

地球温暖化問題への取り組みが世界的にも最重要課題の一つと位置付けられる中、エネルギー関連分野においても、太陽光発電、風力発電や小水力発電等の再生可能なエネルギーの活用が促進されている。

(5) 「肱川水系河川整備計画」による肱川発電所経営の対応

「肱川水系河川整備計画」において、肱川の治水及び河川環境の改善を目標とし、鹿野川ダムの改造などを四国地方整備局が実施しているが、ダム改造後は発電容量を廃止して、鹿野川ダムの洪水調節容量及び環境容量を増強する計画であり、肱川発電所は、河川環境の保全のためにダムから放流される河川維持流量を利用した従属発電を行うこととなる。

これにより、河川維持流量が少なくなる冬期を中心に、既設の発電機では発電できない日が発生し、肱川発電所の発電量は大幅な減電となることから、この減収に対応するため、肱川発電所の無人化による経費節減対策を実施したところであるが、更なる経費節減を図るとともに減電、減収を最低限にとどめる方策についても検討を行う。

(6) 気象条件の変動

降雨量の変動幅の増大等の気象条件の変動等により、渇水や集中豪雨による被害等が発生するおそれがあるため、電気事業者においても、こうした被害を軽減し、電気の安定供給を図るため、的確な対応が求められている。

第3章 事業の必要性の検証

1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

水力発電事業は、次の理由から今後とも堅持すべき事業と考えている。

- ① 水力発電は、二酸化炭素の排出量が極めて少ないクリーンエネルギーであり、再生可能エネルギーであることから、地球温暖化等に対する環境対策が世界的な課題となっている今日、その重要性がますます高まっていること。
- ② 昭和48年の第一次石油ショックを契機に、原料を輸入に依存する火力発電所を中心とした我が国の電源構成が問題視され、電源の多様化が求められる中、水力発電が純国産の石油代替エネルギーとして貢献してきた意義は未だ失われていないこと。
- ③ 水力発電施設は建設時に多額の投資を要するが、燃料を必要としないため、経済的要因による価格変動がなくランニングコストを低く抑えることが可能であり、また、再生可能エネルギーであることから長期にわたる電力の安定供給が維持できること。
- ④ 国のエネルギー基本計画（平成26年4月）においても、再生可能エネルギーを有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源として、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していくとされていること。

2 公営企業として継続実施する必要性

本県の電気事業は、次の理由から今後とも公営企業として事業を継続実施すべき事業と考えている。また、公共事業としての河川総合開発の一環として開発されたもので、共同事業者である治水、農業用水、都市用水の円滑な運営に寄与する役割を果たしてきた側面もある。

- ① 現時点でも黒字を確保しており、今後さらなる経営改革を推進することにより、引き続き自立した経営の維持が可能であること。
- ② 事業効率化により利益を確保し、その利益を基に地域貢献事業に積極的に取り組むことで県民に還元し、公共の福祉の増進が図られること。

第4章 経営の基本理念及び基本目標

1 基本理念

地方公営企業法に基づく地方公営企業として引き続き、電気事業を運営していくこととし、次の基本理念により引き続き経営改革を進める。

環境と共生する「クリーンエネルギーの安定供給」と、「効率的な経営」、「地域への貢献」を実現する。

2 基本目標

目 標	取り組み事項
1 クリーンエネルギーの安定供給	① 安定した発電を行うための施設の維持
	② 技術力の維持・継承
	③ 発電用水利権の長期的かつ安定的な確保
2 効率的な経営と地域貢献への取り組み	① 財政基盤の強化
	② 渇水（異常気象）等に対応した経営安定性の確保
	③ 効率的な組織体制の構築
	④ 地域貢献への取り組み
3 危機に強い運営体制の整備	① 事業継続計画（BCP）や危機管理マニュアルの策定
	② 他の事業者等との連携強化
4 環境に配慮した事業の実施	① 環境に配慮した水利用や水源地域との連携強化
	② 省エネルギー設備の利用推進

3 数値目標

基本目標	数値目標	
	項目	計画年度及び目標値
1 クリーンエネルギーの安定供給	施設の耐震化率	H31年度まで 66.7%
2 効率的な経営と地域貢献への取り組み	売上高経常利益率	毎年 10%以上
	職員数の削減	H24年度まで 4人減
3 危機に強い運営体制の整備	危機管理マニュアル等の整備	H23年度まで 東南海地震等の対策、大規模風水害の対策
		H24年度まで その他（テロ等）の対策
4 環境に配慮した事業の実施	LED照明等の採用率	H31年度まで 照明施設の5%以上

4 基本目標以外の重点項目

○ 会計制度の見直し

総務省において「地方公営企業会計制度」が見直され、民間の企業会計基準との、より一層の整合性が図られることとなった。

新たな会計制度は、平成26年度の予算・決算から適用され、移行処理は完了したが、今後とも引き続き適正な会計処理に努める。

第5章 計画推進に向けた具体的な取り組み

1 クリーンエネルギーの安定供給

(1) 安定した発電を行うための施設の維持

① 再生可能エネルギーの開発促進

温室効果ガス排出の抑制は世界的な喫緊の課題とされており、公営電気事業者に対しても小水力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーへの取り組みが強く求められていることから、健全経営の維持を考慮した上で、その導入拡大を図ることとし、当局の工業用水道施設を利用した小水力発電事業の可能性を検討した結果、松山・松前地区工業用水道事業の導水中の落差を利用し畑寺発電所を建設することとし、平成27年8月から発電を開始した。

② 再生可能エネルギーの効率的な確保のための施設・設備の整備検討

「肱川水系河川整備計画」による鹿野川ダム改造後の肱川発電所では、大幅な減電が見込まれていることから、少しでも多くの再生可能エネルギーを確保するため、施設・設備の改造について、具体的な検討を行う。

③ 長期計画に基づく施設の維持管理【共通項目】

大規模地震の発生に備え、耐震診断や対策工事に計画的に取り組むとともに、老朽化対策計画の早期策定を進める。

なお、水圧鉄管等において漏水事故が発生すると、周辺地域に被害を及ぼすおそれがあることから、耐震化対策や老朽化対策を最優先課題と位置付け、取り組むものとする。

また、改良等工事に当たっては、コストの圧縮の観点から、既存施設を長寿命化させる「ストックマネジメント」の考え方にに基づき、施設の状況等を的確に把握し、予防的保全や部分改修等を組み合わせた最適な維持管理計画を策定し、実施する。また、共同施設の整備については、適正な費用負担等共同事業者との連携の下、適正な執行に努める。

(2) 技術力の維持・継承

① 職員の適正配置及びスキル向上【共通項目】

今後、施設の耐震化対策や老朽化対策への取り組みが求められる一方、経営効率化のため職員数の削減が進められる中で、技術力の維持・継承を図るため、職員の適正な配置と職員一人ひとりの知識やスキルの向上に努める。

具体的には、職員が蓄積してきた知識や技術力の継承を図るため、技術ノウハウのマニュアル整備を推進し、計画的な研修と直接的な業務以外のOJT（職場内訓練）の充実を図る。

② 経営に精通した技術職員の育成【共通項目】

資金調達から施設の維持管理までの業務全般にわたる総合的な知識を有し、コスト意識、経営感覚のある技術職員を育成するため、本局の企画立案、予算部門への配置、知事部局への交流人事等を積極的に行う。

③ 民間委託による技術力の補強【共通項目】

効率的な職員配置を進める中で、技術力を維持するため、民間委託に取り組み、民間の技術力の活用を推進する。

(3) 発電水利権の長期的かつ安定的な確保

過去には、河川法（水利使用許可）に違反したために、水利権の全部又は一部が取り消されたり、使用が制限された事例が発生している。

今後、発電用水の長期的かつ安定的な確保を図るため、水利権更新事例の検証、水利権更新手続きに関するマニュアルの作成や職員研修を実施することにより、適正な水利用に努める。

2 効率的な経営と地域貢献への取り組み

(1) 財政基盤の強化

① 必要な利益の確保

公営電気事業の存在意義を示しつつ事業を継続していくためには、公益的な他事業への補助等の地域貢献事業に積極的に取り組む必要があり、その原資としてより多くの利益の確保が不可欠である。このため、経費の節減を図るほか、一般競争入札の導入の検討や平成36年度までの契約が残っている四国電力株式会社との契約における2年ごとの料金改定を適切に行うことにより、必要な利益の確保に努める。

② 遊休資産の整理【共通項目】

将来的に事業利用が見込まれない土地や資産については、積極的に売却や他用途での利活用に努め、収益の確保及び維持管理費用の削減を図る。

(2) 渇水（異常気象）等に対応した経営安定性の確保

① 経営安定に向けた電力受給契約の締結

電気事業は、降雨状況によって発電量が変化し売電料金収入が増減する。渇水による収入減少のリスクも考慮し、経営の安定に必要な利益を確保できるよう、適切な契約内容の設定に努める。

② 溢水電力量の低減

工事の実施に当たっては、河川管理者や上水道、工業用水道事業者等の共同事業者と緊密な連携のもと工事計画の調整等を行うとともに、できるかぎり複数工事の同時施工に取り組み、今後とも溢水電力量の低減に努める。

(3) 効率的な組織体制の構築

① 組織、人員の適正化【共通項目】

効率的な組織体制を構築し、経営の効率化を進めるため、これまで銅山川発電所の松山発電工水管理事務所への統合などによる職員数の削減に取り組んできたところであり、今後とも、厳しい財政状況を踏まえ、経費削減とサービス向上の観点から、業務効率化の徹底はもとより、年齢構成の平準化や優秀な職員の確保に向けた取り組みの強化を図りながら、組織、人員の適正化に努める。

② 給与等の適正化【共通項目】

企業職員の給与については、他県の企業職員や同種の民間企業との均衡にも配慮しつつ、原則として知事部局職員に準拠した給与制度を採用し、県民の理解と納得を得られる適正な給与水準の維持に努めており、平成27年度からは、給与制度の総合的見直しに取り組んでいるところである。

今後も、適正な給与水準の確保に努めるとともに、諸手当・旅費についても、知事部局の状況等を踏まえながら、必要に応じて制度・運用全般について、適切な点検と見直しに取り組む。

③ アウトソーシングの推進【共通項目】

職員の技術力を維持するための直営施設の確保、技術職員の配置定数と在籍する職員数とのバランスや民間委託先事例での運用状況等を踏まえ、アウトソーシングの導入について検討を進める。

④ 継続的な業務改善による生産性向上【共通項目】

経営効率化を進めるためには、継続的に業務改善に取り組み、個々の職員の生産性の向上を図る必要がある。このため、常に問題意識を持ち、課題を探り改善・改革を行う姿勢を持った職員を養成するとともに、職場における学習風土の醸成を図る。

(4) 地域貢献への取り組み

① 地域貢献事業への積極的な取り組み

電気事業で得た利益を地域に還元し、公営電気事業を実施する意義を広くアピールするため、電気事業により得た利益を活用して、公共の福祉の増進に資する地域貢献事業に積極的に取り組む。

② 内部留保金の活用

電気事業会計の有する内部留保金を原資として、病院事業会計や工業用水道事業会計への長期貸付を行う。

3 危機に強い運営体制の整備

(1) 危機管理対策【共通項目】

大規模な地震や災害、事故が発生し、発電停止となった場合、上水道、工業用水道等の断水による県民生活や経済活動への影響は極めて大きいため、施設の更新・整備等に適切に取り組むほか、「事業継続計画（BCP）」のPDCAサイクルによる不断の見直しを行い、被害拡大の防止と早期復旧に向けた体制整備に努める。

(2) 他の事業者等との連携強化【共通項目】

他県、企業との間での災害時相互応援協定の策定や資材ネットワークの構築、地元市町との連携強化等について検討を進め、危機管理体制の強化に努める。

4 環境に配慮した事業の実施

(1) 環境に配慮した水利用や水源地域との連携強化【共通項目】

利水者として河川環境等に配慮しつつ、事業活動を進めるとともに、水源地域や社会活動に寄与する事業、自然環境の保全に配慮した事業に積極的に取り組む。
また、国において取り組みが進められている鹿野川ダム改造工事についても最大限協力する。

(2) 省エネルギー設備の利用推進【共通項目】

LED照明、環境対応車両等の省エネ設備の導入等を図り、温室効果ガスの排出削減に努める。

第6章 中期経営見通し

1 収支計画

(1) 損益収支の実績及び見込み（平成21～26年度は実績。平成27年度以降は見込み）

（単位：百万円）

	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
供給電力量 (MWh)	233,911	255,053	311,163	309,719	279,897	270,814
総 収 益	2,225	2,208	2,305	2,303	2,605	2,915
経 常 収 益	2,225	2,208	2,305	2,303	2,605	2,548
電気料金収入	2,073	2,098	2,230	2,229	2,489	2,402
濁水準備引当	39	0	▲52	▲39	0	0
面河ダム管理	80	76	87	79	82	76
そ の 他	33	34	40	34	34	70
特 別 利 益	0	0	0	0	0	367
総 費 用	1,973	2,041	2,045	2,081	1,920	2,029
経 常 費 用	1,973	2,041	2,045	2,081	1,920	1,995
人 件 費	582	577	577	506	467	470
修 繕 費	162	226	228	374	169	258
減価償却費	496	492	490	502	486	521
支払利息	157	145	133	121	109	98
面河ダム管理	79	76	94	81	83	75
そ の 他	497	525	523	497	606	573
特 別 損 失	0	0	0	0	0	34
損 益	252	167	260	222	685	886

（単位：百万円）

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
供給電力量 (MWh)	269,945	251,238	270,519	270,519	270,519
総 収 益	2,946	3,050	3,031	3,132	3,336
経 常 収 益	2,670	2,833	3,031	3,132	3,336
電気料金収入	2,500	2,616	2,779	2,880	3,084
濁水準備引当	0	0	0	0	0
面河ダム管理	74	115	115	115	115
そ の 他	96	102	137	137	137
特 別 利 益	276	217	0	0	0
総 費 用	2,194	2,128	2,429	2,470	2,584
経 常 費 用	2,194	2,128	2,429	2,470	2,584
人 件 費	499	493	490	490	537
修 繕 費	294	281	411	612	584
減価償却費	520	517	518	516	530

	支払利息	87	76	66	56	47
	面河ダム管理	76	115	115	115	115
	その他	718	646	829	681	771
	特別損失	0	0	0	0	0
	損益	752	922	602	662	752

(2) 資本的収支の見込み

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
資本的収入	14	77	16	16	0
工事負担金等	14	77	16	16	0
資本的支出	1,288	1,049	1,471	1,215	1,512
建設改良費	604	168	622	137	715
企業債償還金	331	314	307	306	279
他会計繰出金	339	319	319	319	277
他会計貸付金	14	248	223	453	241

(3) 投資及び財源についての説明

計画的な耐震調査及び耐震工事を実施するとともに、施設の長寿命化を図るため対策工事を実施する。

財源については、適正な電気料金の確保等により生じた利益及び損益勘定留保資金を充てる。

2 企業債残高の見通し

(単位：百万円)

	H22	H23	H24	H25	H26
企業債総額	4,423	4,088	3,754	3,427	3,103
	H27	H28	H29	H30	H31
	2,772	2,458	2,151	1,844	1,565

(注) 各年度の4月1日時点

第7章 計画達成状況の評価・公表方法

1 計画の推進

計画策定の実効性を高めるため、Plan（計画策定）→Do（実施）→Check（評価）→Action（見直し）のPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を行う。

(1) Plan（計画策定）

今後10年間の改革目標と具体的な方策を示した愛媛県中期経営計画を策定する。

(2) Do（実施）

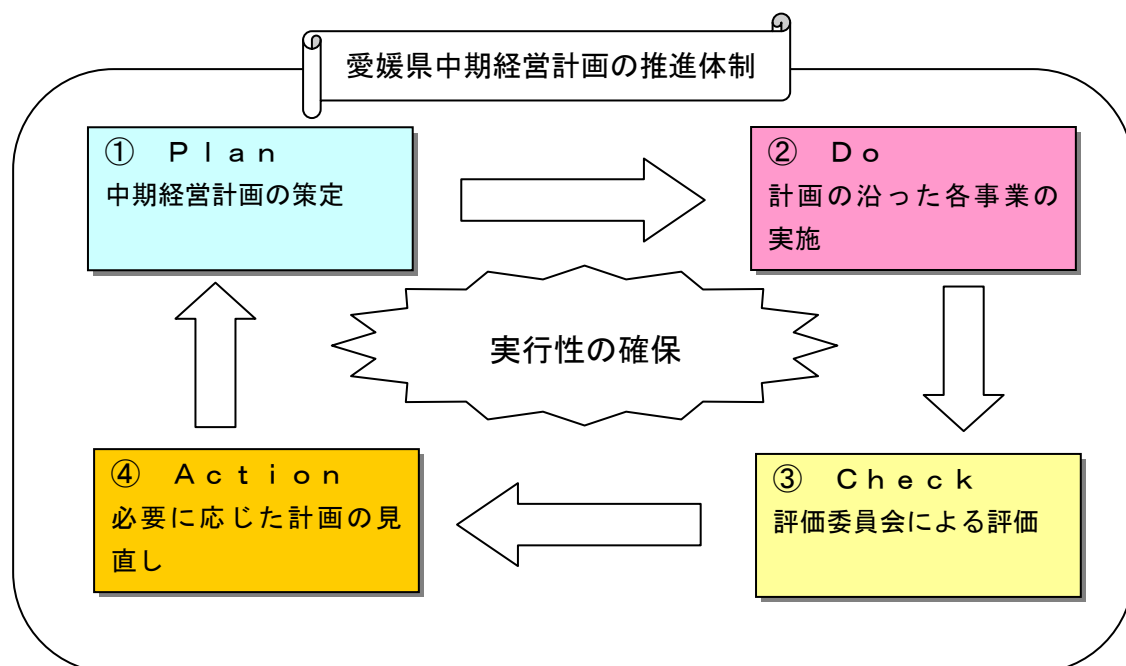
計画に沿って、各事業を実施する。

(3) Check（評価）

年度ごとに本計画で設定した指標（数値目標等）の推移を把握し、計画に対する達成率等の実績評価を、局内に組織する（庁内）業績評価委員会（委員長：公営企業管理局长）で評価を行う。

(4) Action（見直し）

社会情勢・事業実施状況の変化や、（庁内）業績評価委員会の評価結果を翌年度以降の計画に生かすため、必要に応じて計画の見直しを行う。



2 計画の評価及び公表

(1) 計画の評価

行動計画シートにおいて設定した主な指標（数値目標等）について、年度ごとに推移を把握し、局内に組織する（庁内）業績評価委員会（委員長：公営企業管理局长）で評価を行う。

(2) 計画の公表

(庁内) 業績評価委員会において実施した評価については、計画の透明性・実効性を確保するため、毎年度、愛媛県公営企業管理局ホームページにおいて、広く県民や関係団体・企業等に公表する。

(<http://www.pref.ehime.jp/e65100/7656/h12100/main/keikaku.html>)